

1 支援費制度施行後の状況について

平成15年4月1日から施行された支援費制度の実施状況について、都道府県、指定都市及び中核市にご協力をいただき、支給決定の状況及び事業者指定の状況に関する調査を行い、過日その結果をお知らせしたところであるが、その後、自治体から報告のあったものを加えた更新版を添付したので参考とされたい。

2 支援費制度円滑施行のための留意事項について

(1) 制度の広報・啓発

支援費制度が利用者本位のサービス提供を基本としている趣旨から、制度施行の準備段階より、各市町村において、利用希望者に対する制度の周知、申請勧奨等について積極的に行うことを求めてきたところである。

制度施行後においても、特に、これまでサービスを受けていた者のみならず、新たにサービスの利用を希望する者にも、情報が十分行き渡るよう、市町村の広報誌等による広報のみならず、身体障害者相談員等の活用を図るなど、様々な手段により本制度の周知を図るとともに、利用申請についての働きかけを積極的に行うよう、管内市町村に対し助言等を行っていただきたい。

(2) サービス基盤の整備（事業者の参入促進）

支援費制度において、利用者が自らサービスを選択して利用するという趣旨を十分に生かすためには、選択が可能となる事業者を確保することが重要であり、これまでも各事業所に対し、支援費制度の事業所として指定を受けていくよう積極的に働きかけを行っていただきたい旨、お願いをしてきたところである。

4月に、各都道府県等にご協力をいただいた「支援費制度施行状況等の調査（速報版）」の事業者指定の状況を見ると、制度移行に伴い、居宅介護等を行う事業者の参入が促進されたと考えている。

今後も、制度の円滑施行のためには、各種サービスが受けられるよう事業者の参入促進への働きかけも含めたサービス基盤の整備を図っていくことが重要である。

引き続き、各都道府県及び市町村においては、地域のニーズを踏まえた計画的な整備を進められたい。

(3) サービス利用に係るあっせん・調整、要請

支援費制度においては、介護保険制度と異なり、市町村は、障害者又は障害児の保護者等の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じてサービス提供事業者に対し障害者又は障害児の保護者等の利用の要請を行わなければならないものである。

市町村の窓口においては、こうしたあっせん・調整、要請が相談及び指定事業者の情報提供とあいまって行われることになる。

また、都道府県は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要であり、その際、更生相談所が都道府県の機関としてこのような役割を担うことも考えられる。

したがって、各都道府県及び市町村においては、これまでも増して、サービス利用希望者が適切な情報を得て、必要とするサービスを受けることができるよう努められたい。

(4) 障害程度区分の決定

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の支給決定の際に障害の程度に係る区分を定め、施設訓練等支援費の額について当該区分に応じた差異を設けるものであり、各施設支援毎（入所・通所別）に3区分設定するものである。

障害程度区分の決定に関しては、市町村が、各施設支援ごとに設定したチェック項目（支援の態様や支援を要する頻度等に関する選択肢）について、申請者等に対して聴き取りを行い決定していくものであるが、省令や告示に定めるほか、具体的な判断基準に関しては、「支援費支給決定について」（平成15年3月28日障発第0328020号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「障害程度区分判断基準Q&A集」を参考に、市町村ごとに不合理な格差が生じないよう的確に実施するよう努められたい。

国としても、支援費制度施行事務円滑化等支援事業において、市町村が障害程度区分の円滑な決定のために専門職を交えて会議を開催する場合の経費について補助の対象とする等の支援を行うこととしており、それらの事業の活用も図られたい。

なお、都道府県等においては、特に専門的な知見が必要であると市町村が認める場合は、更生相談所に意見を求めることとされており、意見を求められた更生相談所は、医学的、心理学的及び職能的判定を行って、それらの観点から、市町村に意見を送付することとなっているため、引き続きご配慮願いたい。

3 今後の取組みについて

(1) 実施状況の把握への協力

支援費制度施行後の実施状況や市町村域ごとのサービス提供体制等については、国としても、今後の支援費制度の円滑実施等、各種取組みを検討する上で重要であると考えており、その状況把握等について、引き続きご協力をお願いしたい。

(2) 定点市町村推薦についての協力

支援費制度の実施主体は、市町村等であり、日頃制度を運用する上での課題や先進的な取組み、各種の情報等を把握することは、今後、支援費制度を円滑に実施する上で重要と考えている。

そのため、各都道府県管内の一定の数の市町村等と継続的に情報交換や意見交換等を行うための機会を設ける予定としている。

併せて、それらの結果を広く関係者へ情報提供していきたいと考えている。

については、都道府県におかれては、別途、管内の市町村等の推薦等をお願いすることとしているので、ご協力願いたい。

4 居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）の国庫補助基準の性格について

本年4月から施行された支援費制度は、契約によってサービスを利用する仕組みであり、利用が促進される要素等もあるという面がある一方、現にホームヘルプサービスの利用実態には地域によって大きなばらつきがあることから、ホームヘルプ事業の補助金については、適正な執行管理とともに、全国的にみて、より公平、公正に補助金を配分できる基準を設定する必要があると考えており、先般、国庫補助基準の概要（案）を策定したところである。

本基準の性格については、あくまで市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の上限を定めるものではなく、また、市町村における支給決定を制約するものでもないことに留意いただきたい。

5 その他

（1）相互利用制度について

- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度について」（部長通知案）・・・・・・・・・・（別添1）
- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度の取扱いについて」（課長通知案）・・・・・・・・・・（別添2）
- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度」に係る会計処理の取扱いについて（事務連絡案）・・・・（別添3）
- ・「支援費制度施行後の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るデイサービス、短期入所及びグループホームの相互利用制度等について」（部長通知案）
・・・・・・・・（別添4）

（2）児童デイサービスに係る取扱いについて

- ・「児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について」（部長通知案）
・・・・・・・・（別添5）
- ・「児童福祉法第21条の2第5第1項に規定するやむを得ない事由による措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について」（部長通知案）・・（別添6）

（3）障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について

・・・・・・・・（別添7）